

## 環境負荷軽減型持続的生産支援事業に係る北海道設定等について

令和4年（2022年）5月16日付け畜産第277号

最終改正 令和5年（2023年）5月17日付け畜産第361号

持続的生産強化対策事業実施要領（令和4年4月1日付け3農産第3175号・3畜産第1993号農産局長・畜産局長連名通知）の別紙9「環境負荷軽減型持続的生産支援」のIの第2の3に基づき、北海道知事が設定する事項について、次のとおり定める。

### 記

#### 第1 農薬の地域慣行基準

「北海道農作物病虫害・雑草防除ガイド」に掲載する「飼料作物 とうもろこし（飼料用）」の農薬ごとの「10a当たり使用量」とする。

ただし、使用量に幅がある場合は、下限値～上限値の中間値とする。

#### 第2 化学肥料の地域慣行基準

「北海道施肥ガイド」に掲載する『「牧草」の「維持管理時の施肥管理」の「採草地」』及び『飼料用とうもろこし』の「地帯区分」・「土壌区分」ごとの「施肥標準窒素量」に7割を乗じた窒素量とする。

市町村ごとの施肥標準窒素量は、別紙（1-1～1-4,2）のとおりとするが、地域の実情を鑑み、別紙と異なる施肥標準窒素量を設定した方が望ましい場合は、「北海道施肥ガイド」に掲載する「採草地」及び「飼料用とうもろこし」の「地帯区分」・「土壌区分」ごとの「施肥標準窒素量」に基づき、下記ア、イの考え方により、地域の関係機関が検討・協議の上、農協単位で、道が設定し、公表する。

ア 「地帯区分」については、地域によっては隣接する地帯区分の条件に近く、これを採用する方が地域の実情に合致している場合もあることから、該当区分と異なる地帯区分を採用する場合には、地域の関係機関が検討・協議の上、道が適切に設定し、設定の考え方を明確に説明できる証拠書類等を保存する。

イ 「土壌区分」については、地域によって複数の土壌区分がある場合は、地域の実情を勘案し、地域の関係機関が検討・協議の上、最も多い土壌区分を道が適切に設定し、設定の考え方を明確に説明できる証拠書類等を保存する。

### 第3 農薬の削減方法

第1に定める農薬の地域慣行基準より3割以上削減すること。

ただし、次の農薬については使用量の下限値で使用する事ができる。

- (1) アルファード液剤
- (2) エコトップP乳剤
- (3) カイタック乳剤
- (4) カイタック細粒剤F
- (5) クリアターン乳剤
- (6) ゲザノンゴールド
- (7) コダールS水和剤
- (8) ゴーゴーサン乳剤
- (9) ゴーゴーサン細粒剤F
- (10) シャドー水和剤
- (11) デュアールゴールド
- (12) バサグラン液剤
- (13) ハーモニー75DF水和剤
- (14) フィールドスターP乳剤
- (15) ブルーシアフロアブル
- (16) ベルベカット乳剤（雑草茎葉散布又は全面散布でイチビ5～8葉期）
- (17) ボクサー
- (18) ラクサー乳剤
- (19) トップメリットフロアブル
- (20) ロロックス（水和剤）
- (21) ワンホープ乳剤

また、複数の農薬を使用する場合は、農薬毎の有効成分の延べ使用回数を2回までとすること。

### 第4 化学肥料の削減方法

第2に定める化学肥料の地域慣行基準より3割以上使用量を削減すること。

## 第5 デントコーン等の栽植密度基準

飼料用とうもろこしの栽植密度は、10a あたり 7,000～9,000 本を基準とするが、病害微生物や倒伏対策に十分配慮するため、品種ごとに定められた栽植密度を遵守すること。